

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年12月28日）

京都市条例第121号）（市会事務局政務調査課）

市会を京都市個人情報保護条例の実施機関とするために必要な措置
を講じることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月28日

京都市長 桜本 賴兼

京都市条例第121号

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び市会」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 公文書 次に掲げる実施機関の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものをいう。

ア 市会以外の実施機関 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(7) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(イ) 図書館その他の本市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの

イ 市会 京都市会情報公開条例第2条に規定する公文書をいう。

第2章中第13条の次に次の1条を加える。

(適用の除外)

第13条の2 この章の規定は、市会議員が市会の構成員として行う個人

情報の収集、利用及び提供、電子計算機処理並びに個人情報取扱事務については、適用しない。ただし、議長の職務に係るものについては、この限りでない。

第14条第1項中「実施機関」の右に「（市会にあっては、議長。以下この章から第5章まで（第16条第4号を除く。）において同じ。）」を加える。

第56条第2項各号列記以外の部分中「京都市情報公開条例」の右に「及び京都市会情報公開条例」を加える。

第61条第1項第1号中「の職員」の右に「（市会にあっては、その事務局の職員及び京都市会情報公開条例第19条に規定する審査会の委員。以下この号及び第63条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の公布の際、現に市会が行っている個人情報を取り扱う事務については、この条例による改正後の京都市個人情報保護条例第7条第1項中「実施機関」とあるのは「市会」と、「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「については、京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年12月28日京都市条例第121号）の公布後速やかに」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（市会事務局政務調査課）